（法第10条第１項第１号）

NPO法人就労継続支援Ａ型事業所全国協議会（略称全Ａネット）定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、NPO法人就労継続支援Ａ型事業所全国協議会（略称、全Ａネット）という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都豊島区北大塚三丁目３４番７号に置く。

２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を滋賀県大津市大萱七丁目６番４３号に置く。

（目的）

第３条　この法人は、福祉施策と労働施策にまたがる就労継続支援Ａ型事業所こそは、障がい者の「労働の可能性」を広げる制度であるとの認識を持つ、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、営利法人の参画を促進し、各法人がその特性を発揮するとともに、相互に情報を共有し、刺激し合い、融合を図ることにより、障がい当事者がいきいきと働くよろこびを享受できる社会づくりを行うことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

１、保健、医療又は福祉の推進を図る活動

２、社会教育の推進を図る活動

３、人権の擁護又は平和の推進を図る活動

４、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1)障がい者の所得保障とその支援に関する事業

(2)各都道府県連絡協議会への支援とネットワークの推進事業

(3)Ａ型事業所のあり方に関する自主的な研究事業

(4)Ａ型事業所の社会的存在意義の浸透を図る広報等の事業

(5)国・都道府県・市町村への要望事業

(6)　(1) ～ (5) の活動を実現することによって障がい当事者のエンパワメントを図る事業

(7)その他本法人の目的を達成するための事業

2章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

１、正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（ただし、Ａ型事業所は事業所ごとの入会とする）

２、賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものと

し、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して、2年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　法令、この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章　役員

（種別及び定数）

第12条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　5人以上

(2)　監事　1人以上

2　理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

（顧問）

第13条　本会に、役員の他に顧問を置き必要に応じ意見を聞くことができる。

（選任等）

第14条　役員は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4、法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行

する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の３分の２以上の議決により、又監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
２　心身の支障により職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
３　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第19条　役員報酬は支給しない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。
（総会の権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　会員の除名
(4)　事業計画及び予算
(5)　事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び監事の解任
(7) 役員の職務及び報酬
(8) 入会金及び会費の額
(9) 解散における残余財産の帰属
(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度１回、毎事業年度終了後３カ月以内に開催する。

２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第５項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(4) 法第14条の３第１項の規定により理事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第２項第３号又は第４号の場合を除き、理事長が招集する。

２ 理事長は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の１週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での議決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３ 前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名または記名押印しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

２、監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(4)　理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の１週間前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　理事会の議決事項は理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電

磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
4　前項の規定により表決した理事は、第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（理事会の議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名または記名押印しなければならない。

第６章　資産

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益
（資産の区分）
第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第７章　会計

（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動法人に係る事業会計１種とする。
（事業年度）
第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。
（事業計画及び予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第45条　第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事

会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予算の追加及び更正）
第46条　予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（臨機の措置）
第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
2　この法人の定款の変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。
（解散）
第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。
（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28

条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第１０章　事務局

（事務局の設置等）
第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
（職員の任免）
第55条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
（組織及び運営）
第56条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　雑則

（細則）
第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	久保寺一男
副理事長	加藤裕二
同	萩原義文
理事	金子鮎子
同	小宮容子
同	高橋良治
同	鹿島法博
同	中﨑ひとみ
同	新保祐宣
同	斉藤保則
同	三好大助
同	石頭　悦
同	吉田周生
同	翔原吉教
監事	里見喜久夫

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成28年６月30日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年３月31日までとする。
６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　入会金　　団体　０円
　　個人　０円

(2)　正会員会費　　団体　年10000円
　　個人　年　5000円
(3)　賛助会員会費　　一口　年　3000円（但し、団体は３口以上）

附則

この定款は令和元年６月２９日から施行する。
この定款は2024年12月9日から改訂施行する。
この定款は2025年12月22日から改訂施行する。
この定款は2026年9月18日から改訂施行する。